

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に
向けた自主行動計画

酒類業中央団体連絡協議会

2024年6月28日制定

2024年12月27日改訂

背景・目的

酒類は、国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。また、酒類は、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品です。

酒類業中央団体連絡協議会（以下「当会」といいます。）は、このような特殊性を有する物品である酒類の製造、販売等に関する団体により構成された組織であり、国民のより豊かな生活の実現に寄与するとともに多くの雇用を抱え、日本経済を支える重要な産業を担っています。

当会を構成する各団体は、これまで相互に連携しながら近年の多様な取引ニーズにも対応してきましたが、少子・高齢化や人口減少など社会環境は大きく変化しており、酒類業を取り巻く環境も非常に厳しいものとなっています。

このような状況下では、酒類の製造、販売等の各業界が適切に連携して新たな課題に対処することが重要であり、また、それぞれの業界や事業者が得意な分野を生かしつつ、最適な態勢を構築することが求められるため、多くの事業者との相互の信頼関係に基づく取組が必要不可欠だと考えています。

当会は、これまで酒類の取引において、平成18年に国税庁が策定した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「酒類の公正取引指針」といいます。）に沿った取引が行われるよう、その構成する団体を通じその所属する事業者に対して、この指針の周知徹底に努めてきました。更に、平成29年には「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「酒類の公正取引基準」といいます。）が制定され、その遵守、周知徹底にも努めてまいりました。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」といいます。）の遵守をはじめ、各種法令の遵守についても周知徹底してきました。

しかし、今般では、経済産業大臣の掲げる「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に関する運用基準、下請中小企業振興法に基づく振興基準（以下「振興基準」といいます。）、下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、特に中小企業に対して配慮した適正取引をさらに一歩進めることが求められています。

酒類業は、幅広い業種と関わり、支えられて成り立つ産業であり、酒類の製造、販売等を始めとする各業種がそれぞれ持続的に成長することが重要と考えています。そのためには、酒類の製造、販売等に関わる事業者（以下「酒類事業者」といいます。）は、それぞれの取引先との信頼関係を強固なものとし、付加価値を高め、経営基盤を強化していくことが肝要と考えます。

このような現状や考えに鑑みて、当会では、適正取引に向けての取組、姿勢を効果的に酒類の製造、販売等の各層での取引に浸透させることを目的として、ここに「適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」を取りまとめること

にしました。

この自主行動計画では、酒類の公正取引指針や酒類の公正取引基準によって既に考え方が示されている酒類販売などの取引に関するもののほか、酒類事業者と下請事業者を始めとする取引先双方の「適正取引」や「付加価値向上」に繋がる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、価格決定方法、コスト負担の在り方、支払方法といった政府が掲げる重点課題等に対する当会の姿勢を示すこととしています。

これにより、酒類の製造、販売等の各業種の付加価値向上を図るとともに、流通全体の効率化を実現すべく可能な限り標準化を進め、合理的な取引関係を構築するなど、コストの削減にも寄与したいと考えています。

1 重点課題に対する取組

当会を構成する団体に所属する酒類事業者（以下「当会酒類事業者」といいます。）が酒類の公正取引指針、酒類の公正取引基準、独禁法、及び下請法を遵守し公正な取引環境を実現させるとともに、適正取引や付加価値向上に繋がる望ましい取引慣行を普及定着させるため、酒類の製造、販売等の全体にわたる取引環境の改善や変化する顧客ニーズに対応した投資ができる環境の整備に向けて、当会酒類事業者が以下のとおり取り組むよう、周知徹底を図ります。

(1) 取引価格の決定

酒類の公正取引指針においては、酒類は酒税の課される財政上重要な物品であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要としていることなどから、その価格については、酒類の特殊性から生じる多様な要請に応え得る合理的かつ妥当なものであることが必要とされています。

そして、酒類の取引価格については、当指針を踏まえた酒類の公正取引基準において、その合理的な価格の設定に関する考え方などが示されており、当会酒類事業者はそれら規定の遵守に努めているところです。

更に、酒類販売以外の取引に関して発注事業者の立場になった時の取引価格の決定に当たっては、下請法に関する運用基準及び振興基準の改正も踏まえ、取引数量、納期、品質などの条件やコストの変動などを考慮し、合理的な根拠に基づいて取引先と十分に協議を行って決定します。その際には、特に以下のことに配慮します。

- ① 書面による交渉など、双方が取引価格の決定に関する内容を確認できる体制の構築を推進すること
- ② 取引先からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが望ましいことを十分に認識すること
- ③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト、物流費等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定のタイミングのほか、状況に応じて価格変更を柔

軟に行うこと

特に原材料費やエネルギーコストなど外的要因によるコスト上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえ、コスト増加分の適切な転嫁を目指すよう努めること

- ④ 取引先においてコスト削減効果があった際には、その効果の取引価格への反映に関して取引先との十分な協議を行うこと
- ⑤ 大量発注時の割安な単価見積を少量発注時の単価見積として、一方的に取引価格を決定しないよう注意すること
- ⑥ 流通事業者間において、物流センター使用料（センターフィー）などの配送費用のコスト負担については、代金の本体価格に混同させることなく、合理的な根拠に基づいた十分な協議を行って決定すること
- ⑦ 酒類事業者において運送業界は重要であることから、適正な運賃水準となるよう配慮すること
- ⑧ 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な賛同と実施を通じて、取引先との良好な関係の構築を推進すること 【注1】

（2）支払条件の改善

下請事業者を始めとする取引先に対しては、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることに配慮した支払条件となるよう、以下のことに配慮します。

- ① 現金による支払を基本とすること
- ② 手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権）で支払う場合、そのサイト（手形交付から満期日までの期間）を60日以内とすること
- ③ 下請事業者を始めとする取引先からの申し入れがあった際には、支払サイトを短くするなどの柔軟な検討を行うこと
- ④ 約束手形に係わる割引料等のコストは代金の額と分けて示すこと
- ⑤ 令和8年の約束手形利用廃止に向け、現金払・電子記録債権の利用等への移行を推進していくこと

（3）知的財産・ノウハウの保護

発注にあたり、取引先の知的財産やノウハウを取り扱う場合には、取引先に不当な損失を与えることがないように、以下のことに十分配慮します。

- ① 秘密保持の対象にあたるか否かを確認すること
- ② 秘密保持の対象となる場合には、知的財産やノウハウなど営業秘密の適正管理を定めた秘密保持契約を締結すること

(4) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

当会酒類事業者の働き方改革により取引先へ影響を及ぼさないよう、以下のことに十分配慮します。

- ① 働き方改革が及ぼす取引先への影響（長時間労働等）に配慮しつつ、不利益となるような取引や要請は行わないように努めること
- ② やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、取引先に発生する増加コストを負担するよう努めること

2 国の定める指針、告示、及びガイドラインの遵守

当会は、適正取引に向けての取組、姿勢を効果的に酒類の製造、販売等の各層での取引に浸透させるため、酒類の公正取引指針及び酒類の公正取引基準に加え、以下に掲げる指針、告示及びガイドラインを遵守するよう、当会酒類事業者に向けて周知徹底を図ります。

(1) 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン

【注2】

下請取引適正化のため策定された「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の行為について、当会酒類事業者は下請事業者を始めとする取引先と十分に協議して対応します。

- ① 前提が異なる場合の同一単価による発注
- ② P B商品の包材（フィルム等）に関する費用負担
- ③ 合理的な根拠のない価格決定
- ④ 原材料価格や労務費の上昇時の取引価格決定
- ⑤ 物流センター使用料（センターフィー）等の負担
- ⑥ 協賛金（リベート）の負担
- ⑦ 店舗到着後の破損処理
- ⑧ 短納期での発注、発注のキャンセル
- ⑨ 受発注等に関するシステム使用料等の徴収
- ⑩ 物の購入強制
- ⑪ 従業員の派遣、役務の提供
- ⑫ 過度な鮮度要求、欠品回避のための短納期発注等

(2) 大規模小売業による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法

【注3】

大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制する等のため策定された「大規模小売業による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」に掲げられている以下の行為について、当会酒類事業者によりこれらの行為がなされないよう徹底します。

- ① 不当な返品
- ② 不当な値引き
- ③ 不当な委託販売取引
- ④ 特売商品等の買ったたき
- ⑤ 特別注文品の受領拒否
- ⑥ 押し付け販売
- ⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等
- ⑧ 不当な経済上の利益の收受等
- ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い
- ⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針

【注4】

賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進していくために策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」といいます。）」に掲げられている「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定します。その際、「労務費の指針」の別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議します。特に、最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえます。

(4) 知的財産取引に関するガイドライン

【注5】

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から策定された「知的財産取引に関するガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の点について、当会酒類事業者は、下記事項に十分留意して対応します。

- ① 契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）
- ② 試作品製造・技術指導
- ③ 共同研究開発における成果の権利帰属
- ④ 製造委託・製造販売・請負販売等
- ⑤ 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾
- ⑥ 知的訴訟等のリスクの転嫁

(5) トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

【注6】

荷主、トラック運送事業者が、お互いに必要な費用などについて平等な立場で運賃・料金交渉ができる適正な取引条件に改善することを目的として策定された「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」で取り上げら

れている、以下の取引上の問題点について、当会酒類事業者（発注事業者）は、荷主として、受注事業者であるトラック運送業者と十分協議して対応し、適正な運賃水準となるよう配慮します。

- ① 運賃の設定
- ② 運賃（代金）の減額
- ③ 運送内容の変更
- ④ 運送に係る附帯業務の提供
- ⑤ 荷待ち時間の改善
- ⑥ 書面の交付、作成、保存
- ⑦ 運賃の支払遅延
- ⑧ 長期手形の交付
- ⑨ 購入・利用強制の禁止
- ⑩ 報復措置の禁止等

その他、法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図るうえでコストが必要となることについて、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すことを目的に策定された「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」を遵守します。

3 取引先との協調・連携

製造委託や共同開発する商品の付加価値向上を図るため、商品開発等のための会議や研究会、事業所や工場への訪問などを必要に応じて実施するよう当会酒類事業者に向けて啓発することで、取引上の各種問題についての定期的な協議や対応ができる環境の整備に努めていきます。

4 教育・人材育成の推進

関係法令の遵守や適正な取引を浸透させるため、2に掲げた告示、ガイドライン等の周知徹底のほか、適正取引に関する講座や研修の実施などを通じた人材の育成に努めます。また、当会酒類事業者に対して、仕入業務に関係する部署の職員を中心に、所属する団体等が開催する講習会などにも必要に応じて参加するよう促します。

5 普及啓発活動

酒類の製造、販売等の流通全体における適正取引を実現するためには、当会酒類事業者のほか、関係業界が連携して普及啓発に取り組むことが重要と考えます。そのため、当会酒類事業者自らが適正取引に向けて取り組むのみならず、取引先に対しても、当会酒類事業者が取り組む適正取引の内容について伝えるように促します。

6 定期的な周知とフォローアップの実施

当会は、自主行動計画が着実に浸透するよう、当会を構成する団体に対して定期的に本計画を周知するとともに、必要に応じてフォローアップを実施し、当会酒類事業者の適正取引への推進活動を促してまいります。

7 望ましい取引事例の収集・周知

当会は、適正な取引慣行の醸成及び取引先との価値の共創を促進する取組事例の収集を行うとともに、各種の機会を通じて当会酒類事業者への周知を図ります。

また、国税庁を始めとする関係省庁や各業界団体とも連携して、酒類業以外の業界における取引事例のベストプラクティスの共有に努めます。

【注1】「パートナーシップ構築宣言」について

首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai3/siryou2.pdf

【注2】「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン」について

農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/tekiseitorihiki.html>

【注3】「大規模小売業による納入業者の取引における特定の不公正な取引方法」について

中小企業庁ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

【注4】「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

【注5】「知的財産取引に関するガイドライン」について

中小企業庁ホームページ

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

【注6】「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

(以上)